

大分県報

令和四年
第三一六号
六月十四日

（火曜日）

目次

告示

| | |
|---------------------------|---|
| 土地改良区の定款変更認可 | 一 |
| 保安林の指定 | 一 |
| 道路区域の変更（二件） | 一 |
| 道路の供用開始（三件） | 二 |
| 公 告 | 二 |
| ふぐ処理講習会の開催 | 三 |
| 所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件） | 三 |
| 競争入札参加者の資格に関する公示 | 四 |
| 一般競争入札の実施 | 五 |

○告示

示

大分県告示第二百七十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和四年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

藤原溜池土地改良区

豊後高田市

令四・六・三

大分県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和四年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

杵築市山香町大字久木野尾字山口一三七三番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字山口一三七三番（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

備考

大分県告示

区 間

敷地の幅員

延 長

備考

上記A

令和四年六月十四日

大分県報(告示)

二

県道新城山香線

| | | | |
|--|-------------|--|-------------|
| 豊後高田市田染路字三郎 迫三七九四番五から 豊後高田市田染路字畑ヶ 中三九一六番二地先まで | | 豊後高田市田染路字三郎 迫三七九四番五から 豊後高田市田染路字畑ヶ 中三九一六番五まで | |
| 前 | | 後 | |
| A | B | A | B |
| 一九・七 八・八 | 八三・四 九・四 | 一九・七 八・八 | 八九・四 八・八 |
| 一、〇四六・五 | 七六〇・〇 | 一、〇六四・五 | 八〇七・六 |

及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい

大分県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和四年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年六月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

県道庄内久住線

竹田市久住町大字久住字下ヶ迫六八
八七番二から
竹田市久住町大字久住字無田口六三
九一番二まで

前

メートル
二八・〇
七・〇

メートル
一五六・〇

後

四二・四
一三・四

一五六・〇

大分県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年六月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道新城山香線

豊後高田市田染路字平原三八六九番三から
豊後高田市田染路字岩ノ本三八八七番八地先
まで

令四・六・一四

大分県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年六月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八八号

佐伯市大字木立字栈敷中通一四〇六番三から
佐伯市大字木立字栈敷中通一四三七番二まで

令四・六・一四

県道緒方高千穂線

豊後大野市緒方町上冬原字トヲノヲ二番二地
内

大分県告示第二百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年六月十四日

| | | | |
|---|-----------------------------|---------------|----------------------------|
| 道路の種類及び路線名 | | 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | |
| 供用開始区間 | | 供用開始年月日 | |
| 豊後大野市朝地町上尾塚字場口二〇九〇番五から豊後大野市朝地町上尾塚字場口二〇七九番三まで | | 令四・六・一四 | |
| ○公 告 | | | |
| <p>大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」とい）う。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。</p> <p>令和四年六月十四日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 講習会の受講対象者 条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間の満了の日が令和五年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び令和六年二月二十九日までの者</p> <p>二 講習会の開催期日及び場所</p> <p>1 開催日時 令和四年十月十二日（水曜日）午後一時から午後三時四十分まで なお、受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。</p> <p>2 開催場所 大分市大字下郡四百九十六―三十八 大分県教育会館</p> <p>三 講習会の受講申込みの受付期間及び場所</p> <p>1 受付期間 令和四年九月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）まで</p> <p>2 受付場所 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部</p> | | | |
| 支部名 | 所 在 地 | 白杵支部 | 白杵市大字白杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内 |
| 国東支部 | 国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内 | 津久見市支部 | 津久見市港町一番二一号 津久見商工会議所内 |
| 別府支部 | 別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内 | 佐伯支部 | 佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内 |
| 速見支部 | 速見郡日出町字仁王山三五三二番地二四 日出総合庁舎内 | 豊後大野支部 | 豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内 |
| 由布支部 | 由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内 | 竹田支部 | 竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内 |
| | | 日田支部 | 日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内 |
| | | 玖珠郡支部 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内 |
| | | 中津支部 | 中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内 |
| | | 宇佐支部 | 宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内 |
| | | 豊後高田支部 | 豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内 |
| | | 大分市支部 | 大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内 |
| <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>令和四年六月十四日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p> <p style="text-align: center;">所在の不明な者の氏名</p> <p>小野 参治郎</p> <p style="text-align: center;">揭示場所</p> <p>中津市役所</p> <p>二 通知の要旨</p> <p>令和四年五月十日付け大分県告示第二百十八号により行つた森林法第三十条の規定による通知</p> <p>~~~~~</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> | | | |
| 大分県報（告示・公告） | | | |

令和四年六月十四日

大分県報（告示・公告）

令和四年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名

揭示場所

安部 幸子

宇佐市役所

二 通知の要旨

令和四年五月十七日付け大分県告示第二百二十七号により行つた森林法第三十条の二第一項の規定による通知

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年六月十四日

一 調達をする物品等の種類

自動車保管場所証明電子化システム用機器等賃貸借契約

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以

下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和四年六月十四日から同年七月七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（令和四年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
三の2に同じ。

- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和四年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

自動車保管場所証明電子化システム用機器等賃貸借契約

(2) 借入期間

令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部交通部交通規制課及び県下115警察署

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを待っている者であること。

(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつていてる事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和四年七月二十五日（月）午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通規制課に提出し、審査を受け、承認を受けた者

3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和四年六月十四日から同年七月七日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

| | |
|---|--|
| <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ (https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html) より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部交通規制課規制管理係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 5162</p> <p>(2) 日時 令和4年6月14日から同年7月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和4年7月28日（木）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月27日（水）午後5時45分までに到着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室 (2) 日時 令和4年7月28日（木）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> | <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4の(1)に同じ。 (2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同師の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Computerization system equipment for car keeping place certificate</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 28 July 2022</p> <p>(3) Office Traffic Management and Control Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> | |
|--|--|